

盛岡保健所長告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年3月7日

盛岡保健所長 鈴木俊彦

介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0310112867	おいかわ内科クリニック	盛岡市上田一丁目18番38号	及川 慶一	平成20年3月1日